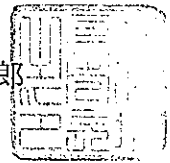




那 塩 国 第 3 4 8 号
令和 7 (2025) 年 1 2 月 1 7 日

那須塩原市国民健康保険運営協議会
会長 加藤 拓央 様

那須塩原市長 渡辺 美知太郎



諮 問 書

国民健康保険法第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

1 那須塩原市国民健康保険税賦課限度額の改正について

改 正 事 項	現 行	改正案
医療給付費分賦課限度額	650,000円	660,000円
後期高齢者支援金分賦課限度額	240,000円	260,000円

2 那須塩原市国民健康保険税子ども・子育て支援納付金の賦課について

那須塩原市国民健康保険税条例において、新たに「子ども・子育て支援納付金分」を追加し、その算定方式及び税率等については、次のとおりとする。

算 定 方 式	税 率 ・ 額
所得割額	基礎控除後の総所得金額等に100分の0.2を乗じて算定する。
均等割額	被保険者1人につき1,100円とする。
18歳以上均等割額	18歳以上被保険者1人につき100円とする。
平等割額	1世帯につき700円とする。
賦課限度額	政令で定める額とする。

3 施行期日 令和 8 (2026) 年 4 月 1 日